令和2年度決算に基づく健全化判断比率

1 健全化判断比率

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和 2年度決算に基づく伊勢原市の健全化判断比率を次のとおり報告します。

(単位:%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率		
_	_	7. 3	59.3		

備考 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は 将来負担比率が算定されない場合は、「-」を表示しています。

令和2年度伊勢原市公共下水道事業会計に基づく資金不足比率

1 資金不足比率

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和2年度決算に基づく伊勢原市の資金不足比率を次のとおり報告します。

(単位:%)

公営企業会計の名称	資金不足比率
公共下水道事業会計	_

備考 資金不足額がない場合は、「-」を表示しています。

【令和2年度決算に基づく健全化判断比率等】 《参考資料》

早期健全化基準 ・・・・自治体の自主的な改善努力による財政健全化を図るため、①から④のうち、1つでも基準以上となった場合、財政健全化計画を議会の議決を経て策定し、総務大臣に報告します。

財政再生基準 ・・・・国の関与による確実な再生を図るため、①から③のうち、 1つでも基準以上となった場合、財政再生計画を議会の議決を経て策定し、総 務大臣に報告します。

※ 一般会計等・・・・本市の場合、一般会計に用地取得事業特別会計を加えたもの。

単位(%)

区分	 指標の説明	伊勢原市	早期健全	財政再生	
公 刀	1日保V/元代内	の比率	化基準	基準	
	一般会計等を対象とした		12. 51		
①実質赤字比率	実質赤字の標準財政規模	_		20.0	
	に対する比率				
②連結実質赤字比率	全会計を対象とした実質		17. 51		
	赤字(又は資金不足額)			30. 0	
	の標準財政規模に対する	_			
	比率				
	一般会計等が負担する元		25. 0	35. 0	
②宝啠八佳弗以亥	利償還金及び準元利償還	7 9			
③実質公債費比率	金の標準財政規模に対す	1.3			
	る比率	7. 3 25. 0 35. 0			
	一般会計等が将来		350. 0		
④将来負担比率	負担すべき実質的な	59. 3			
	負債の標準財政規模	ე მშ. ა			
	に対する比率				

公営企業の経営健全化基準 ・・・・公営企業の自主的な改善努力による経営健全 化を図るため、公営企業会計ごとに算定した資金不足比率が基準以上となった場合、経営健全化計画を議会の議決を経て策定し、総務大臣に報告します。

なお、地方財政健全化法上の資金不足比率の対象となる会計は、伊勢原市の場合、公共下水道事業会計です。

単位(%)

資金不足比率	公営企業における資金 不足額の、事業規模に 対する比率	_	(経営健全化基準) 20.0
--------	-----------------------------------	---	-------------------

	令和2年度	実 質 赤	字比率	_	実質公債費比率			
中和2年度 比 (¹ 6) —		区分	決算額(単位:千円,%)	左の内 左の内		
健全	全化判断比率の状況	率 連結実質の 9	70 /	_	公債費充当一般財源等(繰上償還額及び満期一括地方債の 元金に係る分を除く)(1)	2, 080, 648	(3)の内訳	決算額 (千円)
市町村コート	142140	状 美質公1	費費比率	7. 3	満期一括地方債の1年当たりの元金償還金に相当するもの (年度割相当額)等(2)	0	公共下水道事業	589, 744
市町村名	伊勢原市	況 将来負		59. 3	公営企業債の財源に充てたと認められる繰出金(3)	589, 744		
中町村名		•	6)	ეყ. ა	一部事務組合等の起こした地方債の償還に充てたと認めら	245, 779		
		実質赤字比率			れる補助金又は負担金(4)			
20 1	区分		決算額(単位:-		債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの(5) 分 一時借入金の利子(6)	453, 486		
	E用額(A)			0		1, 348, 177		
	桑延額(B) 桑越額(C)				ゲ 災害復旧費等に係る基準財政需要額 (7) (7)で準元利償還金に係るもの(8)	515, 340		決算額
	t政規模(D)			19, 761, 297	事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費(9)	149, 432	(5)の内訳	(千円)
生育:		/ (D)		13, 701, 237	(9)で準元利償還金に係るもの(10)	60, 342		
大貝》	連結実質	赤字比率		資金不足比率	密度補正により基準財政需要額に算入された元利償還金(11)	00, 342	国営事業等負担金	0
	区分	7) J 20T	決算額(単位:千円、%)	(%)	密度補正により基準財政需要額に算入された準元利償還金	0		450 /22
実一	1				(地方債の元利償還金を基礎として算入されたものに限る) (12)	0	その他の事業	453, 486
実質収支一般会計等	ᆒᇫᆗᇴᇰᄝᆘᆓᄱᆂᄴ				小計 (((1) ~ (6)) - ((7) ~ (1 2))) 【A】	1, 296, 972	3 H30年度	6. 819
収計	一般会計及び用地取得事業特別	f別会計(1)	1, 186, 412		煙進財政規模(13)	19, 761, 297	カー・R元年度	7. 923
支等					分 (7) ~ (12) の額 (14)	2, 073, 291		7. 332
沓					小計 (13) - (14)	17, 688, 006	平実質公債費	
金法	:				実質公債費比率(単年度)【A】/【B】×100	7, 332	均比率	7. 3
金余利用	公共下水道事業会計(2)		511, 094	11, 094 —	将来負担比率	7. 002		
金余剰					区分	決算額(単位:千円,%)	左の内	沢
額			令和2年度末一般会計等の地方債現在高(1)		23, 073, 228	(a) a +==	将来負担額	
	国日海库旧除杜明 春1/2		220, 039		債務負担行為に基づく支出予定額(2)	4, 084, 887		(千円)
	国民健康保険特別会計(3	国民健康保険特別会計(3)		/'	将		ハ サール** **********************************	0.000.004
	介護保険特別会計 (4)		146, 895	1 /	条 組合等の地方債の元金償還に対する本市の負担見込額(4)	1, 900, 945	公共下水道事業	9, 669, 224
	川護体陝行別云前(4)	广護保険特別会計(4)			出 退職手当支給予定額のうち一般会計等負担見込額(5)	3, 039, 175		
そ	後期三齡老医療事業特別会	——————— 後期高齢者医療事業特別会計 (5)		1 /	_額 設立法人の債務等に対する一般会計等負担見込額 (6)	157, 475		
ا ا		хні (О/	4, 707	/	連結実質赤字額(7)	0		
美 他				/	組合等の連結実質赤字相当額のうち本市の一般会計等の負担見込額(8)	0 004 453		
点 特	:			/	令和2年度末充当可能基金現在高(9)	2, 994, 457 6, 817, 835		
実質収支 の他特別会計					充当可能な特定の歳入見込額(10) 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額(11)	21, 620, 458		
^ 会	:			/	地方頂現在高寺に保る基準別以而安領界八兄込領(TTT) 小計(将来負担額-((9)~(11)))【A】	10, 492, 184		
	·			/	標準財政規模(12)	19, 761, 297		負担見込額
				1 /	災害復旧費等に係る基準財政需要額(13)	1, 348, 177	(6)の内訳	負担兄 込 額 (千円)
				/	(13)で準元利償還金に係るもの(14)	515, 340		^
				1 /	事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費 (15)	149, 432	伊勢原市土地開発公社	0
				 	(15)で準元利償還金に係るもの(16)	60, 342	伊勢原市事業公社	157, 475
,	~ (7) の額【A】		2, 069, 147]/	密度補正により基準財政需要額に算入された元利償還金(17)	0	アガホリず未五社	107, 470
	ł政規模 【B】	_	19, 761, 297	1/	密度補正により基準財政需要額に算入された準元利償還金			
<u>連結</u>	€質赤字比率【A】/【B	X100	_	<u>/</u>	(地方債の元利償還金を基礎として算入されたものに限る) (18)	,		
(注)	令和元年度は、全ての会計にお	いて黒字となっ	っています。		小計(標準財政規模(12)一算入公債費等(13)~(18))【B】	17, 688, 006		
·//	17 1175 FIXIO, T CO AHICO	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			将来負担比率【A】/【B】×100	59. 3	I	